

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案要綱

第一 商法の一部改正

一 運送営業

1 総則

この法律における「運送人」、「陸上運送」、「海上運送」及び「航空運送」の意義について定めるものとする。 (第五百六十九条関係)

2 物品運送

(一) 物品運送契約

物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。 (第五百七十条関係)

(二) 送り状の交付義務等

(1) 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（以下「送り状」という。）を交付しなければならないものとする。 (第五百七十一条第一項関係)

イ 運送品の種類

ロ 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

ハ 荷造りの種類

ニ 荷送人及び荷受人の氏名又は名称

ホ 発送地及び到達地

(2) 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるとすること。この場合においては、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなすものとする。こと。（第五百七十一条第二項関係）

(三) 危険物に関する通知義務

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないものとする。こと。（第五百七十二条関係）

(四) 運送賃

運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならないものとする。こと。

（第五百七十三条第一項関係）

(五) 運送人の留置権

運送人は、運送賃、付随の費用及び立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができるものとする。こと。（第五百七十四条関係）

(六) 運送人の責任

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。こと。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しにつ

いて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでないものとする。 (第五百七十五条関係)

(七) 高価品の特則

明告されない高価品について運送人は損害賠償の責任を負わない旨の規律は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。 (第五百七十七條第二項関係)

(1) 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。

(2) 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(八) 複合運送人の責任

(1) 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従うものとする。 (第五百七十八條第一項関係)

(2) (1)の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用するものとする。 (第五百七十八條第二項関係)

(九) 相次運送人の権利義務

陸上運送の相次運送人に関する規律は、海上運送及び航空運送について準用するものとする。 (第五百七十九條第四項関係)

(十) 荷受人の権利義務等

(1) 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得するものとする。 (第五百八十一条第一項関係)

(2) (1)の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができないものとする。 (第五百八十一条第二項関係)

(±)
運送品の供託及び競売

(1) 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができるものとする。 (第五百八十二条第一項関係)

(2) (1)に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができるものとする。 (第五百八十二条

第二項関係)

(3) 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、(2)の催告をしないで競売に付することができるものとする。 (第五百八十二条第三項関係)

(4) (2)及び(3)により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならぬものとする。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃、付随の費用又は立替金に充当することを妨げないものとする。 (第五百八十二条第四項関係)

(5) 運送人は、(1)から(3)までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならないものとする。 (第五百八十二条第五項関係)

(6) (1)から(5)までの規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用するものとする。この場合において、(2)の規定中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、(5)の規定中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとする。 (第五百八十三条関係)

(7) 商法第七百五十四条を削除するものとする。

(三) 運送人の責任の消滅等

(1) 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅するものとする。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでないものとする。 (第五百八十四条第一項関係)

(2) 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が(1)のただし書の期間内に運送人に対して(1)のただし書の通知を発したときは、運送人に対する第三者の責任に係る(1)のただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなすものとする。 (第五百八十四条第三項関係)

(3) 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日（運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅するものとする。こと。（第五百八十五条第一項関係）

(4) (3)の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができ、するものとする。こと。（第五百八十五条第二項関係）

(5) 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が(3)の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る(3)の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたものとみなすものとする。こと。（第五百八十五条第三項関係）

(三) 運送人の不法行為責任

商法第五百七十八条及び第五百八十条並びに(一)の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用するものとする。こと。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでないものとする。こと。（第五百八十七條關係）

(四) 運送人の被用者の不法行為責任

(1) (一)の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等について

3

旅客運送

(一) 旅客運送契約

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。 (第五百八十九条関係)

(二) 運送人の責任

商法第五百九十条第二項を削除するものとする。

(三) 特約禁止

(1) 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任(運送の遅延を主たる原因とするものを除く。)を免除し、又は軽減する特約は、無効とするものとする。 (第五百九十一条第一項関係)

(2) (1)の規定は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。 (第五百九十一条第二項関係)

(五) 貨物引換証

の運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減されるものとする。 (第五百八十八条第一項関係)

(2) (1)の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しないものとする。 (第五百八十八条第二項関係)

イ 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

ロ 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(四) 引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等

(1) 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む。）の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとする。 （第九十三条第一項関係）

(2) 商法第五百八十条及び2の(三)から(五)までの規定のうち、(1)の運送人の責任について準用するものについて定めるものとする。 （第五百九十三条第二項関係）

(五) 運送人の債権の消滅時効

商法第五百六十七条の規定は、旅客運送について準用するものとする。 （第五百九十四条関係）

二 海商

1 船舶

(一) 船舶の所有

(1) 総則

イ 航海中の船舶に対する差押え等の制限

差押え及び仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）は、航海中の船舶（停泊中のものを除く。）に対してはすることができないものとする。こと。（第六百八十九条関係）

ロ 社員の持分の売渡しの請求

持分会社の業務を執行する社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができるものとする。こと。（第六百九十一条関係）

(2) 船舶の共有

イ 商法第六百九十七条を削除するものとする。こと。

ロ 持分の譲渡

船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができないものとする。こと。（第六百九十六条第二項関係）

ハ 船舶管理人

商法第九条の規定は、船舶管理人の登記について準用するものとする。こと。（第六百九十七

条第四項関係）

ニ 船舶管理人の義務

船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承認を求めなければならないものとする。こと。（第六百九十九条第二項関係）

(二) 船舶賃貸借

船舶の賃借人であつて商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負うものとする。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでないものとする。 (第七百二条関係)

(三) 定期傭船

(1) 定期傭船契約

定期傭船契約は、当事者の一方が艤装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。 (第七百四条関係)

(2) 定期傭船者による指示

定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができるものとする。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでないものとする。 (第七百五条関係)

(3) 費用の負担

船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常の方法は、定期傭船者の負担とするものとする。 (第七百六条関係)

(4) 運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用

2 船長

第一の一(2)(三)、3(一)(2)及び商法第七百四十条の規定は定期傭船契約に係る船舶により物品を送る場合について、同法第七百四条第二項の規定は定期傭船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用するものとする。 (第七百七条関係)

(一) 船長の責任

商法第七百五条を削除するものとする。

(二) 船長の職務

(1) 商法第七百九条第一項のうち、船長は運送契約に関する書類を船内に備え置かなければならぬ旨の規律を削除するものとする。

(2) 商法第七百九条第二項を削除するものとする。

(3) 商法第七百二十条第二項を削除するものとする。

(三) 船長の権限

(1) 船長の代理権

船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものとする。 (第七百八条第一項関係)

イ 船舶について抵当権を設定すること。

ロ 借財をすること。

3

- (2) 商法第七百十三条第二項を削除するものとする。
 - (3) 商法第七百七十七条及び第七百十八条を削除するものとする。
- 海上物品運送に関する特則

(一) 個品運送

(1) 運送品の船積み等

イ 運送人は、個品運送契約に基づいて荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならないものとする。 (第七百三十七条第一項関係)

ロ 荷送人が運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに発航することができないものとする。この場合において、荷送人は、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては、当該運送賃の額を控除した額）を支払わなければならないものとする。 (第七百三十七条第二項関係)

(2) 航海に堪える能力に関する注意義務

運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負うものとする。ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでないものとする。 (第七百三十九条

第一項関係)

イ 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

ロ 船員の乗組み、船舶の機装及び需品の補給を適切に行うこと。

ハ 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

(3) 免責特約の効力

イ 商法第七百三十九条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意若しくは重大な過失によって生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする規律を削除するものとする
こと。

ロ (2)の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とするものとする
こと。(第七百三十九条第二項関係)

(4) 運送品の陸揚げ

商法第七百五十二条第四項を削除するものとする
こと。

(5) 荷送人の運送賃支払義務等

イ 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額を支払う義務を負うものとする
こと。(第七百四十一条第一項

関係)

(イ) 運送賃、付随の費用及び立替金の額

(ロ) 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額

ロ 商法第七百五十五条及び第七百五十六条を削除するものとする
こと。

ハ 商法第七百六十四条第一号及び第三号を削除するものとする
こと。

(6) 運送品の競売

イ 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、(5)イの金額の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができるとすること。ただし、第三者がその占有を取得したときは、この限りでないものとする。こと。(第七百四十二条関係)

ロ 商法第七百五十八条を削除するものとする。こと。

(7) 荷送人による発航前の解除

イ 発航前においては、荷送人は、運送賃の全額を支払って個品運送契約の解除をすることができるとすること。ただし、個品運送契約の解除によって運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りるものとする。こと。(第七百四十三条第一項関係)

ロ イの規定は、運送品の全部又は一部の船積みがされた場合には、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得たときに限り、適用するものとする。こと。(第七百四十三条第二項関係)

(8) 荷送人による発航後の解除

発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによって生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保を供しなければ、個品運送契約の解除をすることができないものとする。こと。(第七百四十五条関係)

(9) 個品運送契約の法定終了及び法定解除権

商法第七百六十三条を削除するものとする。こと。

(10) 非航海船による物品運送への準用

(一)の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下「非航海船」という。）によって物品を運送する場合について準用するものとする。こと。（第七百四十七条関係）

(二) 航海傭船

(1) 運送契約書の交付義務

商法第七百三十七条を削除するものとする。

(2) 運送品の船積み

イ 航海傭船契約に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、傭船者に対してその旨の通知を発しなければならないものとする。こと。（第七百四十八条第一項関係）

ロ 船積期間の定めがある航海傭船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、イの通知があつた時から起算するものとする。こと。（第七百四十八条第二項関係）

(3) 運送品の陸揚げ

陸揚期間の定めがある航海傭船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、必要な準備を完了した旨の船長からの通知があつた時から起算するものとする。こと。（第七百五十二条第二項関係）

(4) 運送賃

イ 商法第七百五十五条及び第七百五十六条を削除するものとする。

ロ 商法第七百六十四条第一号及び第三号を削除するものとする。

(5) 運送品の競売

商法第七百五十八条を削除するものとする。

(6) 全部航海傭船契約の傭船者による発航前の解除

イ 発航前においては、全部航海傭船契約の傭船者は、運送賃の全額及び滞船料を支払って全部航海傭船契約の解除をすることができるとすること。ただし、全部航海傭船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りるものとする。 (第七百五十三条第一項関係)

ロ 商法第七百四十五条第二項及び第七百四十六条第二項を削除するものとする。

ハ 全部航海傭船契約の傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、その傭船者が全部航海傭船契約の解除をしたものとみなすことができるものとする。 (第七百五十三条第三項関係)

(7) (一) の(7)及び(8)並びに(6)ハの規定は、一部航海傭船契約の解除について準用するものとする。
(第七百五十五条関係)

(8) 再運送契約における船舶所有者の責任

商法第七百五十九条を削除するものとする。

(9) 航海傭船契約の法定終了及び法定解除権

商法第七百六十条から第七百六十三条までを削除するものとする。

(10) 個品運送契約に関する規定の準用等

イ (一)の(2)、(5)イ、(6)イ及び(10)並びに商法第七百四十条、第七百四十六条、第七百五十一条、第七百五十三条第二項及び第七百六十四条第二号の規定は、航海傭船契約について準用するものとする。 (第七百五十六条第一項関係)

ロ 免責特約の効力

(イ) 商法第七百三十九条を削除するものとする。

(ロ) 運送人は、イにおいて準用する(一)(2)の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもって船荷証券の所持人に対抗することができないものとする。 (第七百五十六条第二項関係)

(三) 船荷証券等

(1) 船荷証券の交付義務

イ 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならぬものとする。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならないものとする。 (第七百五十七条第一項関係)

ロ 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができないものとする。 (第七百五十七条第二項関係)

ハ イ及びロの規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しないものとする。 (第七百五十七条第三項関係)

(2) 船荷証券の記載事項

イ 船荷証券には、次に掲げる事項（受取船荷証券にあつては、(ト)及び(チ)に掲げる事項を除く。）を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。 (第七百五十八条第一項関係)

運送品の種類

運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

外部から認められる運送品の状態

荷送人又は傭船者の氏名又は名称

荷受人の氏名又は名称

運送人の氏名又は名称

船舶の名称

船積港及び船積みの年月日

陸揚港

運送賃

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ト) (チ) (リ) (ヌ)

(ル) 数通の船荷証券を作成したときは、その数

(ヲ) 作成地及び作成の年月日

ロ 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができるものとする。この場合においては、イの(ト)及び(チ)に掲げる事項をも記載しなければならないものとする。 (第七百五十八条第二項関係)

(3) 船荷証券の謄本の交付義務

商法第七百七十条を削除するものとする。

(4) 荷送人又は傭船者の通知

イ (2)イの(イ)及び(ロ)に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があつたときは、その通知に従って記載しなければならないものとする。 (第七百五十九条第一項関係)

ロ イの規定は、イの通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しないものとする。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とするものとする。 (第七百五十九条第二項関係)

ハ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、イの通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第七百五十九条第三項関係)

(5) 船荷証券の不実記載

運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができないものとする。こと。（第七百六十条関係）

(6) 二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託

二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができるものとする。こと。運送人が商法第七百七十一条の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とするものとする。こと。（第七百六十七条第一項関係）

(7) 複合運送証券

イ 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならぬものとする。こと。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならぬものとする。こと。（第七百六十九条第一項関係）

ロ 船荷証券に関する規定は、複合運送証券について準用するものとする。こと。この場合において、(2)イの規定中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに「發送地及び到達地」と読み替えるものとする。こと。（第七百六十九条第二項関係）

(四) 海上運送状

(1) 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならないものとする。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した海上運送状を交付しなければならないものとする。 (第七百七十条第一項関係)

(2) 海上運送状には、(三)イと同様の事項を記載しなければならないものとする。 (第七百七十条第二項関係)

(3) (1)の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなすものとする。 (第七百七十条第三項関係)

(4) (1)から(3)までの規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しないものとする。 (第七百七十条第四項関係)

4 海上旅客運送

商法第七百七十七條から第七百八十七條までを削除するものとする。

5 船舶の衝突

(一) 船舶所有者間の責任の分担

船舶と他の船舶との衝突（以下「船舶の衝突」という。）に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これら

の過失の軽重を考慮して、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定めるものとする。この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担するものとする。 (第七百八十八条関係)

(二) 船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効

船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権 (財産権が侵害されたことによるものに限る。) は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(第七百八十九条関係)

(三) 準衝突

船舶の衝突に関する規定は、船舶がその航行若しくは船舶の取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故について準用するものとする。 (第七百九十条関係)

(四) 非航海船との事故への準用

(一) から (三) までの規定は、船舶と非航海船との事故について準用するものとする。 (第七百九十一条関係)

6 海難救助

(一) 救助料の支払の請求等

(1) 船舶又は積荷その他の船舶内にある物 (以下「積荷等」という。) の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者 (以下「救助者」という。) は、

契約に基づかないで救助したときであっても、その結果に対して救助料の支払を請求することができるものとする。 (第七百九十二条第一項関係)

- (2) 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わってその救助に係る契約を締結する権限を有するものとする。 (第七百九十二条第二項関係)

(二) 救助料の額

救助料につき特約がない場合において、その額につき争いがあるときは、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用（海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを含む。）その他一切の事情を考慮して、これを定めるものとする。 (第七百九十三条関係)

(三) 救助料の上限額

- (1) 救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の合計額を超えることができないものとする。 (第七百九十五条関係)

- (2) 商法第八百三条第二項を削除するものとする。

(四) 救助料の割合等

- (1) 救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支払い、その三分の一を船員に支払わなければならないものとする。 (第七百九十七条第一項関係)

- (2) (1)の規定に反する特約で船員に不利なものは、無効とするものとする。 (第七百九十七条

第二項関係)

- (3) 救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、

その増減を請求することができるものとする。この場合においては、(二)の規定を準用するものとする。 (第七百九十七条第三項関係)

(4) 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定するものとする。この場合においては、商法第八百四条の規定を準用するものとする。 (第七百九十七条第四項関係)

(5) 救助者が救助することを業とする者であるときは、救助料の全額をその救助者に支払わなければならないものとする。 (第七百九十七条第五項関係)

(五)

救助料を請求することができない場合

次に掲げる場合には、救助者は、救助料を請求することができないものとする。 (第八百一

条関係)

(1) 故意に海難を発生させたとき。

(2) 正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき。

(六)

救助料の支払等に係る船長の権限

(1) 救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わってその支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものとする。 (第八百三条第一項関係)

(2) 救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることのできるものとする。 (第八百三条第二項関係)

(3) (1)及び(2)の規定は、救助に従事した船舶の船長について準用するものとする。この場合に

において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者（当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。）」と読み替えるものとする。こと。（第八百三条第三項関係）

(4) (1)から(3)までの規定は、契約に基づく救助については、適用しないものとする。こと。（第八百三条第四項関係）

(5) 商法第八百十一条第二項ただし書を削除するものとする。こと。

(七) 特別補償料

(1) 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者（以下「汚染対処船舶救助従事者」という。）は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができるものとする。こと。（第八百五条第一項関係）

(2) 特別補償料の額は、(1)に規定する措置として必要又は有益であった費用に相当する額とするものとする。こと。（第八百五条第二項関係）

(3) 汚染対処船舶救助従事者がその措置により(1)に規定する障害を防止し、又は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、(1)に規定する費用の額以上当該額に百分の三十（当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないことその他の特別の事情がある場合にあっては、百分の百）を乗じて得た額を加算した額以下の範囲内において、裁判所がこれを定めるも

のとすること。この場合においては、(二)の規定を準用するものとする。 (第八百五条第三項 関係)

(4) 汚染対処船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とするものとする。 (第八百五条第四項 関係)

(5) 汚染対処船舶救助従事者の過失によって(1)に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかつたときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができるものとする。 (第八百五条第五項 関係)

(八) 救助料に係る債権等の消滅時効

救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。 (第八百六条 関係)

(九) 非航海船の救助への準用

海難救助に関する規定は、非航海船又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用するものとする。 (第八百七条 関係)

7 共同海損

(一) 共同海損の成立

船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分（以下「共同危険回避処分」という。）によって生じた損害及び費用は、共同海損とするものとする。 (第八百八条第一項 関係)

(二) 共同海損となる損害又は費用

(1) 共同海損となる損害の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額によって算定するものとする。ただし、ロ及びニに定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。 (第八百九条第一項関係)

イ 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

ロ 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

ハ 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

ニ 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額

(2) 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類 (以下「価格評定書類」という。) に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によって定めるものとする。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなる時も、同様とするものとする。 (第八百九条第二項関係)

(3) 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しないものとする。 (第八百九条第三項関係)

イ 次に掲げる物に加えた損害。ただし、(ハ)にあつては一 二 (七) (1) に掲げる場合を、(二)にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。

(イ) 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷

(ロ) 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷

(ハ) 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの

(ニ) 甲板上の積荷

(ホ) 属具目録に記載がない属具

ロ 特別補償料

(4) 商法第七百九十二条ただし書を削除するものとする。

(三) 共同海損の分担額

(1) 共同海損は、次に掲げる者（船員及び旅客を除く。）がそれぞれに定める額の割合に応じて分担するものとする。 （第八百十条第一項関係）

イ 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格

ロ 積荷の利害関係人 (イ)に掲げる額から(ロ)に掲げる額を控除した額

(イ) 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

(ロ) 共同危険回避処分の際に(イ)に規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用の額

ハ 積荷以外の船舶内にある物（船舶に備え付けた武器を除く。）の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格

ニ 運送人 (イ)に掲げる額から(ロ)に掲げる額を控除した額

(イ) ロ(ロ)に規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額
(ロ) 船員の給料その他の航海に必要な費用（共同海損となる費用を除く。）のうち、共同危険

回避処分の際に船舶及びロ(イ)に規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払う
ことを要しないこととなる額

(2) 共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に船舶又は積荷等について必要費又は有益費を支出
したときは、(1)イからハまでに定める額は、その費用（共同海損となる費用を除く。）の額を控
除した額とするものとする。こと。（第八百十条第二項関係）

(3) (1)に規定する者が共同危険回避処分によりその財産につき損害を受けたときは、その者につい
ては、(1)に定める額は、その損害の額（当該財産について(2)に規定する必要費又は有益費を支出
した場合にあつては、その費用（共同海損となる費用に限る。）の額を超える部分の額に限る。
）を加算した額とするものとする。こと。（第八百十条第三項関係）

(4) 価格評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価
格評定書類に記載された価額に依じて共同海損を分担するものとする。こと。積荷の価格に影響を
及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば
積荷の実価を超える価格が評定されることとなるときも、同様とするものとする。こと。（第八百
十条第四項関係）

(5) 商法第七百九十三条第三項を削除するものとする。こと。

(四)
その他

8

海上保険

商法第七百九十六条及び第七百九十九条を削除するものとする。

(一) 保険者の填補責任

保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負うものとする。 (第八百十七条第一項関係)

(二) 告知義務

保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならないものとする。 (第八百二十条関係)

(三) 希望利益保険

商法第八百二十条を削除するものとする。

(四) 保険期間

商法第八百二十一条及び第八百二十二条を削除するものとする。

(五) 契約締結時に交付すべき書面の記載事項

保険者が海上保険契約を締結した場合においては、保険法第六条第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項を記載しなければならないものとする。 (第八百二十一条関係)

(1) 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称、国籍、種類、船質、総トン数、建造の年及び航行

区域（一の航海について船舶保険契約を締結した場合にあつては、発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは、その港を含む。））並びに船舶所有者の氏名又は名称

- (2) 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の発送地、船積港、陸揚港及び到達地
危険の変更

商法第八百二十六条を削除するものとする。

- (七) 予定保険

- (1) 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料若しくはその支払の方法、船舶の名称又は貨物の発送地、船積港、陸揚港若しくは到達地（以下「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは、保険法第六条第一項に規定する書面には、保険期間等を記載することを要しないものとする。 （第八百二十五条第一項関係）

- (2) 保険契約者又は被保険者は、(1)に規定する場合において、保険期間等が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならないものとする。 （第八百二十五条第二項関係）

- (3) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく(2)の通知をしなかったときは、貨物保険契約は、その効力を失うものとする。 （第八百二十五条第三項関係）

- (八) 保険者の免責

- (1) 保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わないものとする。 （第八百二十六条関係）

イ 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によって生じた損害

ロ 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあつては、故意）によって生じた損害

ハ 戦争その他の変乱によつて生じた損害

ニ 船舶保険契約にあつては、堪航能力担保義務に反したことによつて生じた損害

ホ 貨物保険契約にあつては、貨物の荷造りの不完全によつて生じた損害

(2) 商法第八百三十条を削除するものとする。

(九) 貨物の損傷等の場合の填補責任

(1) 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、イに掲げる額のロに掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乗じて得た額を填補する責任を負うものとする。（第八百二十七条関係）

イ 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

ロ 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかったとした場合の当該貨物の価額

(2) 商法第八百三十二条第二項を削除するものとする。

(十) 保険者は、保険契約者又は被保険者が、故意又は重大な過失により(二)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、海上保険契約を解除することができるものとする。この場合においては、保険法第二十八条第二項第一号及び第四項並びに第三十一条第二項第一号の規定を準用する

ものとする。 (第八百二十九条関係)

(±) 委付

商法第八百三十三条から第八百四十一条までを削除するものとする。

9 船舶先取特権及び船舶抵当権

(一) 船舶先取特権の成立

(1) 次に掲げる債権を有する者は、船舶及びその属具について先取特権を有するものとする。

(第八百四十二条関係)

イ 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

ロ 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権

ハ 国税徴収法若しくは国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であつて船舶の入港

、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権

ニ 航海を継続するために必要な費用に係る債権

ホ 雇用契約によつて生じた船長その他の船員の債権

(2) 商法第八百四十三条を削除するものとする。

(二) 船舶先取特権の順位

(1) (一)に掲げる債権に係る先取特権（以下「船舶先取特権」という。）が互いに競合する場合に
は、その優先権の順位は、(一)(1)イからホまでに掲げる順序に従うものとする。ただし、救助
料に係る債権の船舶先取特権は、その発生の際において既に生じていた他の船舶先取特権に優先

するものとする。 (第八百四十三条第一項関係)

(2) 商法第八百四十四条第三項を削除するものとする。

三 表記の現代用語化等

第二編第五章から第九章まで及び第三編について、その表記を平仮名・口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化を行うものとする。 (第五百四十三条から第八百五十条まで関係)

第二 国際海上物品運送法の一部改正

一 船荷証券

国際海上物品運送法第六条から第十条までを削除するものとする。

二 責任の限度

1 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とするものとする。 (第九条第一項関係)

(一) 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

(二) (一)の運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

2 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具 (以下「コンテナ等」という。

一)を用いて運送される場合における1の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包

又は単位の数とみなすものとする。 (第九条第三項関係)

三 船舶先取特権

国際海上物品運送法第十九条を削除するものとする。

第三 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第四 附則

一 施行期日等

1 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置の規定を定めること。 (附則第二条から第十六条まで関係)

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、船舶法等の関係法律の規定を整備すること。 (附則第十七条から第五十二条まで関係)